

放課後児童クラブを利用する児童の保護者 各位

名護市長 渡具知 武豊
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る小学校臨時休業に伴う名護市放課後児童クラブの対応について (第二報)

保護者の皆さまには、日頃より名護市の放課後児童健全育成事業にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、政府による緊急事態宣言の延長決定を受け、沖縄県では7月11日(日)まで緊急事態宣言期間を延長し、県立学校の臨時休校については、6月20日をもって終了することが決定され、名護市立小中学校につきましても6月21日(月)より学校が再開されます。

保護者の皆さまには新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「新型コロナウイルス感染症に係る小学校臨時休業に伴う名護市放課後児童クラブの対応について(通知)」(令和3年6月4日付け名福子第204号)により小学校臨時休業期間中の放課後児童クラブの利用自粛をお願いしてきたところですが、小学校の再開をふまえ、6月20日(日)をもって放課後児童クラブの利用自粛要請を解除いたします。

しかしながら、沖縄県における感染状況は依然として厳しい状況であり、緊急事態宣言期間の延長が決定されたことから、6月21日(月)から7月11日(日)までの期間につきましても、ご家庭での保育が可能な方におかれましては、家庭保育のご協力を引き続きお願いいたします。

なお、この取り扱いはご家庭での保育が可能な方等を対象とするものであり、保護者の就労等により放課後児童クラブの利用が必要な方への自粛をお願いするものではありませんので、保護者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 利用自粛要請終了日

令和3年6月20日(日)

2 家庭保育協力依頼期間

令和3年6月21日(月)から令和3年7月11日(日)まで

※新型コロナウイルス感染者の発生等による臨時休所の場合を除き、放課後児童クラブをお休みした場合の日割り利用料の返還はございませんので、ご了承ください。

名護市こども家庭部 子育て支援課
連絡先：0980-53-1212 (内線110)